



長野県報

9月27日(木)
平成19年
(2007年)
第1901号

目 次

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	2
政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報公開・法務課）	4
長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	4
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	4
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	5

告 示

生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止（地域福祉課）	6
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称等の変更（地域福祉課）	6
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（地域福祉課）	7
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定（地域福祉課）	8
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き（環境政策課）	8
解除予定保安林（2件）（森林整備課）	8
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（5件）（砂防課）	9
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（5件）（砂防課）	10
土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	11
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（5件）（砂防課）	11
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（5件）（砂防課）	13
昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正（会計課）	15
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正（総務課）	15
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許センター）	15

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO活動推進課）	16
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（NPO活動推進課）	16
一般競争入札（廃棄物監視指導課）	16
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	17
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	18
肥料取締法に基づく肥料の登録の失効（農業技術課）	18
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	19
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	19
一般競争入札（県立病院課）	19
一般競争入札（河川課）	20
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）	20

規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第37号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中 「11送金希望の場合」	振込先	銀行	支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
振込口座	住所		
	氏名		

「を」	振込先	銀行	支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
口座番号			
住所			

に改め、同様式の注の

5中「11送金希望の場合」を「11振込先」に改め、「において、銀行送金を希望するとき」を削り、「郵便振替」を「銀行送金以外」に改める。

様式第5号中 「13送金希望の場合」	振込先	銀行	支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
口座振込	住所		
	氏名		

「を」	振込先	銀行	支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
口座番号			
住所			

に改め、同様式の注の

5中「13送金希望の場合」を「13振込先」に改め、「において、銀行送金を希望するとき」を削り、「郵便振替」を「銀行送金以外」に改める。

様式第6号中 「12送金希望の場合」	振込先	銀行	支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
振込口座	住所		
	氏名		

「を」	振込先	銀行	支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
口座番号			
住所			

に改め、同様式の注の

5中「12送金希望の場合」を「12振込先」に改め、「において、銀行送金を希望するとき」を削り、「郵便振替」を「銀行送金以外」に改める。

様式第6号の3中 「4送金希望の場合」	振込先	銀行	支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
振込口座	住所		
	氏名		

「を」	振込先	銀行	支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
口座番号			
住所			

に改め、同様式の

注の3を同注の4とし、同注の2の次に次のように加える。

3 「4振込先」の欄は、当該補償の支給が決定された場合に記入すること。

なお、銀行送金以外を希望する場合には、その旨を届け出ること。

様式第7号の2中

送金希望の場合	8	振込先	銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	振込口座	住所		
	氏名			

振込先	8	銀行	支店	
	預種	金別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口番	座号		
	住 所			

に改め、同様式の

注の4を同注の5とし、同注の3の次に次のように加える。

4 「8振込先」の欄は、当該補償の支給が決定された場合に記入すること。

なお、銀行送金以外を希望する場合には、その旨を届け出ること。

様式第8号中

送金希望の場合	8	振込先	銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	振込口座	住所		
	氏名			

振込先	8	銀行	支店	
	預種	金別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口番	座号		
	住 所			

に改め、同様式の注の

6中「8送金希望の場合」を「8振込先」に改め、「において、銀行送金を希望するとき」を削り、「郵便振替」を「銀行送金以外」に改める。

様式第10号中

送金希望の場合	5	振込先	銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	振込口座	住所		
	氏名			

振込先	5	銀行	支店	
	預種	金別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口番	座号		
	住 所			

に改め、同様式の注の

5中「5送金希望の場合」を「5振込先」に改め、「において、銀行送金を希望するとき」を削り、「郵便振替」を「銀行送金以外」に改める。

様式第11号中

送金希望の場合	4	振込先	銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	振込口座	住所		
	氏名			

振込先	4	銀行	支店	
	預種	金別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口番	座号		
	住 所			

に改め、同様式の注の

3中「4送金希望の場合」を「4振込先」に改め、「において、銀行送金を希望するとき」を削り、「郵便振替」を「銀行送金以外」に改める。

様式第12号中

送金希望の場合	5	振込先	銀行	支店
	預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	振込口座	住所		
	氏名			

振込先	5	銀行	支店	
	預種	金別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
	口番	座号		
	住 所			

に改め、同様式の注の

2を次のように改める。

2 「5振込先」の欄は、当該補償の支給が決定された場合に記入すること。

なお、銀行送金以外を希望する場合には、その旨を届け出ること。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

職員課

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第38号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に、「 ）及び」を「 ）、金銭信託及び」に改め、同条第3項から第6項まで中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

様式第1号の4中「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同4の(3)を削り、同様式の5を削り、同様式の6中

社債券	
-----	--

を

社債券	
金銭信託	

に改め、同6に備考として次のように加える。

（備考） 金銭信託については、元本の総額を記入する。

様式第1号の6を同様式の5とし、同様式の7を同様式の6とし、同様式の8を同様式の7とし、同様式の9を同様式の8とし、同様式の10を同様式の9とする。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、様式第1号の4の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

情報公開・法務課

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第39号

長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

長野県福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第13号を同条第15号とし、同条第10号から第12号までを2

号ずつ繰り下げ、同条第12号の前に次の2号を加える。

(10) 国立大学法人

(11) 大学共同利用機関法人

第9条第8号及び第9号を削り、同条第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第5号の前に次の1号を加える。

(4) 独立行政法人国立病院機構

第9条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構

別表第1の1の(9) 店舗の項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1の1の(9) 店舗の項の改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

地域福祉課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第40号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「又は郵便局」を削る。

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第55条第1号及び第77条第1項中「、郵便局」を削る。

第205条第3号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

様式第90号の備考の1の(1)中「郵便為替証書又は郵便振替払出証書」を「郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）が発行する為替証書又は振替払出証書」に改め、同(3)中「郵便為替証書」を「郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）が発行する為替証書」に改める。

様式第91号の備考の3の(1)中「郵便為替証書又は郵便振替払出証書」を「郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）が発行する為替証書又は振替払出証書」に改める。

銀行窓口	現金送金
送金小切手	郵便為替 郵便振替

を

銀行窓口	現金送金
送金小切手	郵便局窓口

に改める。

様式第129号及び様式第154号中

銀行窓口 現金送金
送金小切手 郵便為替 郵便振替

を

銀行窓口 現金送金
送金小切手 郵便局窓口

に改める。

様式第155号の裏中

- ③ 「郵便為替」のとき
同封した為替証書を最寄りの郵便局の窓口に差し出
してください。
- ④ 「郵便振替」のとき
別に貯金局から払出証書が送られますから、その証
書を、指定されている郵便局（指定されていない場合
は最寄りの郵便局）の窓口に差し出してください。
- ⑤ 上記①の支払方法のときは早目に現金を受領してく
ださい。
このお支払通知は発行の日から1年を経過すると無
効となり再交付の手續が必要となります。

を

- ③ 「郵便局窓口」のとき
別に郵便貯金銀行（株式会社ゆうちょ銀行）から振
替払出証書が送られますから、その証書を、指定され
ている郵便局（指定されていない場合は最寄りの郵便
局）の窓口に差し出してください。
- ④ 上記①の支払方法のときは早目に現金を受領してく
ださい。
このお支払通知は発行の日から1年を経過すると無
効となり再交付の手續が必要となります。

に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第205条第3号の改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

会計課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次
のように制定します。

平成19年9月27日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第5号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「郵便為替証書」を「郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書」に
改める。

第46条第1項中「、郵便局」を削る。

別表中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附 則

この管理規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表
の改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

経営企画課